

与謝野町空き家バンク制度

# ご利用の手引き

空き家を利用される方

与謝野町観光交流課

平成29年4月



# 与謝野町空き家バンク制度

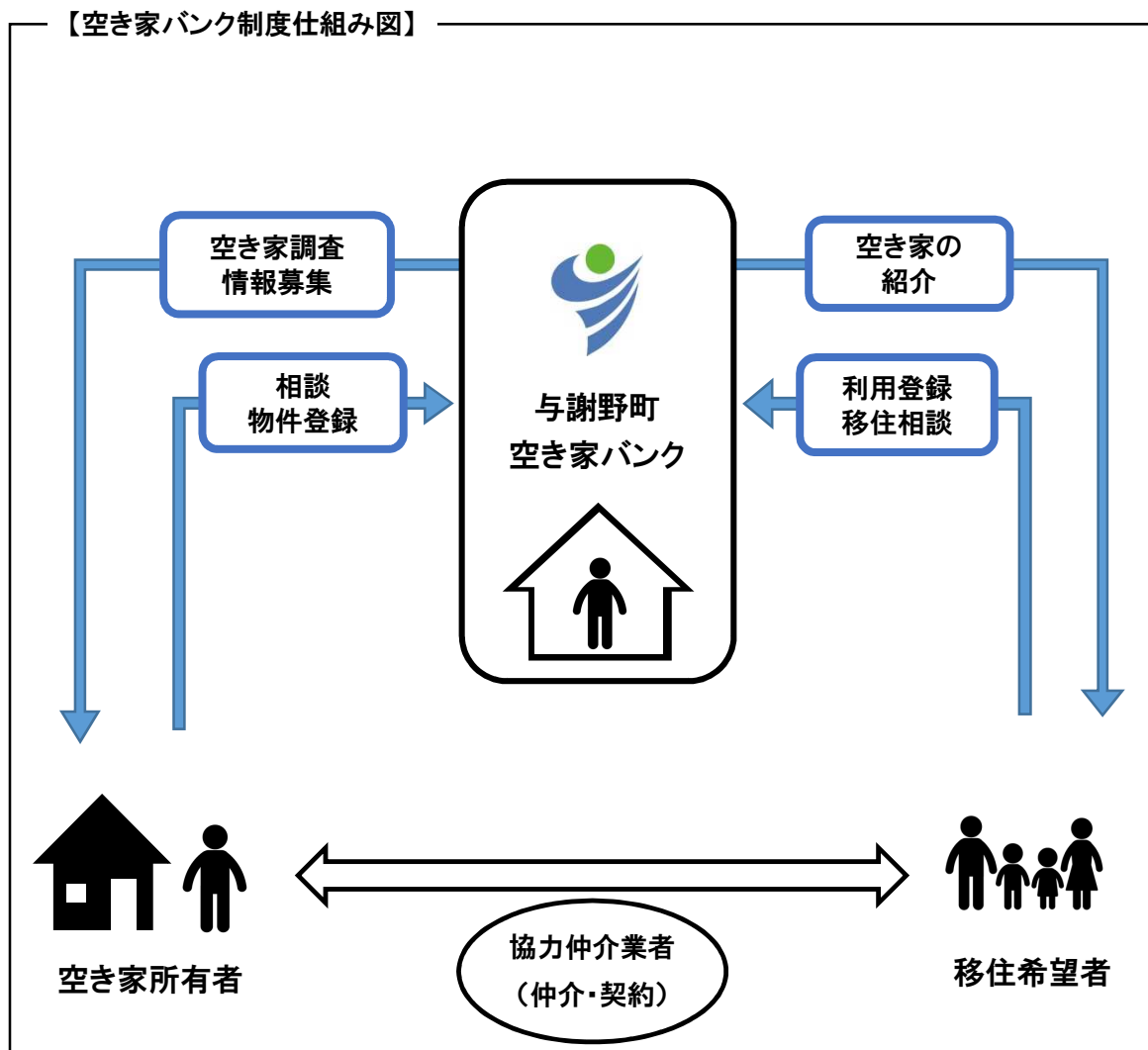
## 利用の流れ（空き家を利用される方）

### ■空き家バンク制度とは

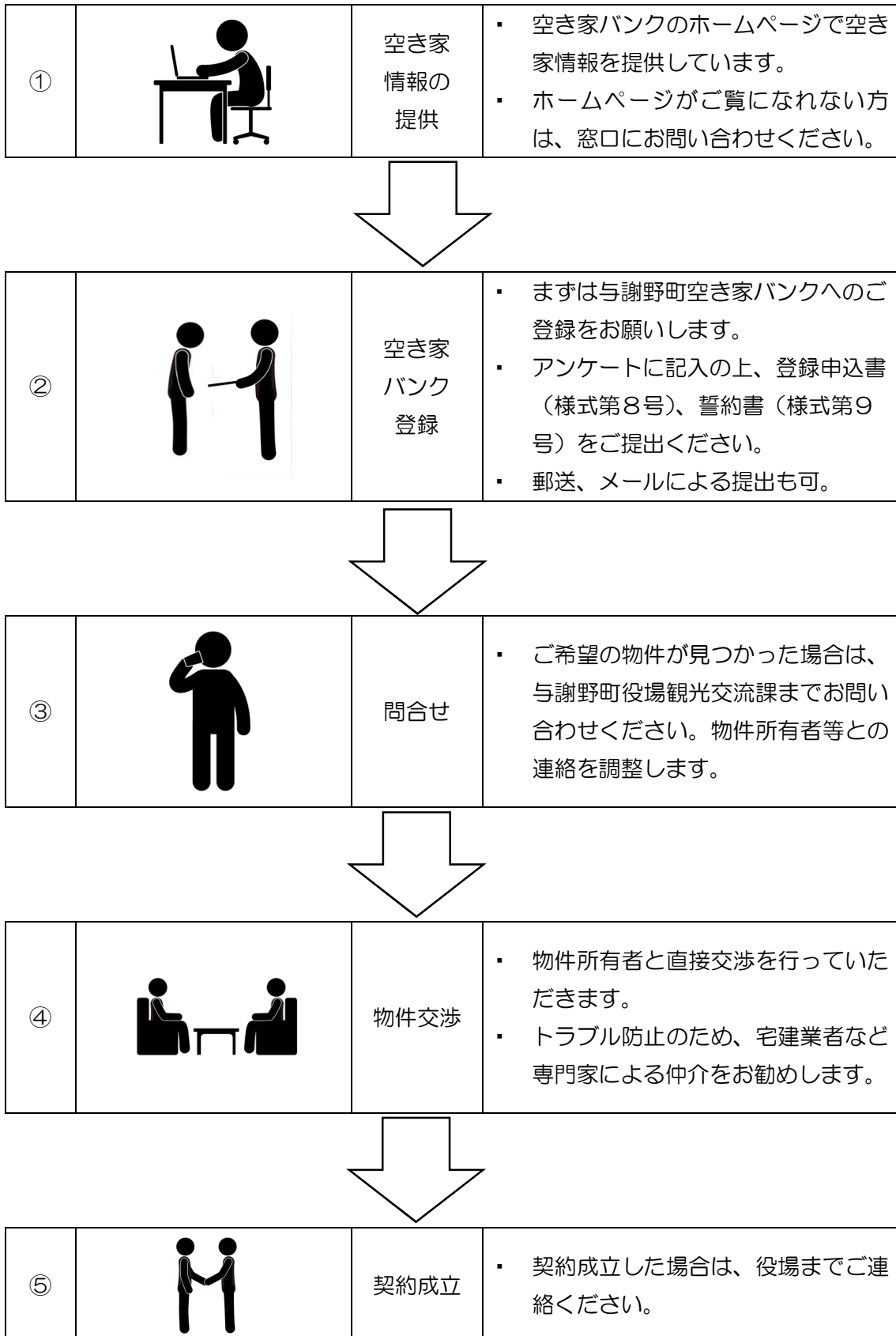
「空き家バンク」は、空き家の賃貸・売却を希望する人からの情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。

与謝野町では、平成27年に町内全域の24区にご協力をいただき、空き家調査を実施したところ、10月時点で585軒の空き家があると報告を受けています。

このような空き家の有効活用を通して、地域住民の交流拡大と、IUターンによる移住・定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。



## ■空き家バンク利用の流れ（空き家を利用される方）



## ■空き家バンク契約交渉について

与謝野町では、契約等に関するトラブルを防止するため、町と「空き家バンクの運営に関する協定」を締結した町内不動産業者（以下：協力仲介業者）に媒介（交渉・契約等）を依頼しており、下記の事項について取り決めを行っています。

| 事 項     | 概 要  |
|---------|--|
| 媒介協力    | 町と協力仲介業者の間で「空き家バンクの運営に関する協定」を締結し、仲介や契約等についてご協力をいただいています。   |
| 契約交渉の方法 | 町内の協力仲介業者の媒介による交渉となります。<br>(町は交渉に関与しません。)  |
| 媒介報酬    | 契約が成立した時には、協力仲介業者へ宅地建物取引業法第46条第1項に基づく媒介報酬が必要となります。   |
| 重要事項の説明 | 協力仲介業者が、宅地建物取引業法に基づき、重要事項説明書を作成し説明をします。<br>【参考：重要事項説明書（建物の賃貸）の内容】<br>不動産の表示、登記記録に記載された事項、法令に基づく制限の概要、供給施設の整備状況、耐震診断に関する事項、建物の設備の整備の状況 など |

## ■利用上の注意事項

- ① 町は「空き家の情報」を提供しますが、物件の売買や賃貸借契約の交渉・契約等に関する仲介行為等はいたしませんので、予めご了承ください。
- ② 町と協定を締結した協力仲介業者については、ホームページで公開していますのでご確認いただくことができます。また、空き家バンク登録に際して輪番制でご協力をいただきますので、お気軽にお問い合わせください。
- ③ 契約後、入居後のトラブルについても、責任を持って当事者間での解決をお願いします。

■問い合わせ窓口■

京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1987 番地 1

与謝野町役場 観光交流課

TEL 0772-43-9016 FAX 0772-46-2851

E-MAIL [kankokoryu@town.yosano.lg.jp](mailto:kankokoryu@town.yosano.lg.jp)

URL <http://www.town-yosano.jp>